

## 中核的労働要求事項 方針声明

### 一. 児童労働の禁止

私たちは、未成年の雇用に関し国際的に認知されている基準および各国・地域の法律、規則を遵守し、雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

### 二. 強制労働の禁止

私たちは、奴隷労働、拘束労働等、あらゆる形態の強制労働の使用を禁止します。

### 三. 雇用および職業における差別の撤廃

私たちは、個人の基本的人権と人格を尊重し、グループ社員の雇用と職業において、人種、国籍、宗教、年齢、性別、言語、障がい等を理由とする、あらゆる差別およびハラスメントを行いません。

### 四. 結社の自由と団体交渉権の尊重

私たちは、グループ社員の結社の自由および団体交渉に参加する権利を尊重し、労使間で円滑な意思疎通をはかります。

2021年12月1日

大分製紙グループ  
代表取締役社長  
田 北 裕之